

甲府市告示第46号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和8年2月5日

甲府市長 橋 口 雄 一

1 業務名

がんばろう甲府！プレミアム付き商品券第4弾発行運営業務

2 業務概要

エネルギー価格や物価高騰の影響を受けている市内事業者の事業継続に向けた支援を行うとともに、市内在住者の家計負担の軽減を目的に、電子と紙の商品券を発行する。

3 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和9年1月22日（金）までとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 甲府市内に本店または支店・営業所等を置く者であること
- (2) 過去3年以内に自治体または商業団体等において、電子商品券の販売に係る業務委託の実績を有すること（協力会社を含む）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員等」という。）である、または暴力団員等が経営に事実上参加している、暴力団員等を雇用している、暴力団、または暴力団員等と社会的に非難される関係を有しているといった事実が

ないこと

- (4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと
- (5) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体及びこれに類する団体でないこと
- (6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体でないこと
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者でないこと
- (9) 告示日以降に国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと
- (10) 市税の滞納がないこと

5 手続等

- (1) 募集要領、仕様書、各種様式等を本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加申込書及び企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出先については、募集要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市産業部商工観光室商工課（担当：塚原・土橋）
〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
TEL 055-237-5695（直通）
FAX 055-227-8065
電子メール syoukous@city.kofu.lg.jp